

議第5号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和8年3月4日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

令和7年4月に岐阜県立岐阜聾学校の高等部専攻科にビジネス科が設置されたことに伴い、令和8年度以降在籍者が不在となる学科（情報処理科）について、所要の規定整理を行う。

< 関連法令 >

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の内容

令和7年度の学科改編に伴い、令和8年度以降在籍者が不在となる学科を削除（別表（第2条関係））

岐阜県立岐阜^{ろう}聾学校高等部専攻科の学科（情報処理科）を削除

2 施行日

令和8年4月1日

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立岐阜^{ろう}聾学校の部高等部の項中

「
理容科
情報処理科
ビジネス科
」

を

「
理容科
ビジネス科
」

に改め

る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

